

## はじめに

ビルやマンションなどで、いったん貯水槽に水道水を受けている場合、貯水槽以降の給水施設は、設置者が自ら管理することになっています。

- 受水槽の有効容量の合計が $10\text{m}^3$ を超えるものは簡易専用水道、 $100\text{m}^3$ を超えるものは専用水道となり、水道法の適用を受けることとなっています。

なお、簡易専用水道及び専用水道についての詳細は、下松市環境推進課(電話(0833)45-1826)にお問い合わせください。

- 下松市上下水道局では、受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ 以下の小規模貯水槽については、貯水槽水道管理指導要綱を定め、設置者のご協力を得て、清浄な水の確保に努めています。

設置者の皆さんには、次の内容を良く理解され適正な管理を行うよう心掛け、だれもがいつも安心して飲める水の給水に努めてください。

## 設置者へのお願い

貯水槽水道施設の設備の管理を怠りますと水質悪化のほか、受水槽や高置水槽の亀裂、受水槽のボールタップの故障、警報装置の不備、給水管の破損、私設メーターその他からの漏水で諸施設に被害を与え、また使用水量が増えトラブルの原因となりますので、次のことをお願いします。

### 1. 施設の新設、改造、廃止の届出

設置者は貯水槽水道施設の新設、改造および廃止する工事についての設置等の届出を上下水道局にしてください。

届出用紙は上下水道局にあります。

さらに受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものについては、下松市環境推進課へ届出することになっています。

### 2. 自主的な管理と管理基準

設置者は安全な水を供給するために、自主的に管理をしてください。

設置者が直接管理をしない場合は、実際に管理を担当するもの(管理責任者)を決めてください。

※管理の主な内容は次のとおりです。

事 項	回 数	適 用
貯水槽の清掃	年1回以上	自ら行うか、又は専門的知識、経験を有する者に委託する。
貯水槽の点検等	定期的	(1)貯水槽の外観 漏水等の異常がないか、汚水や異物の混入がないかなどの点検 (2)受水槽附近の清掃
水の外観状況	毎日1回	末端給水栓(蛇口)で、水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意する。
水の残留塩素測定	必要に応じ	末端給水栓において、0.1mg/l以上あるか測定する。
管理の具体的な方法は「保守点検の要領」にあります。		

### 3. 記録と施設の改善

維持管理及び定期点検のために、貯水槽水道施設設置届および関係図書類などを備え、帳簿に記録して大切に保管してください。

貯水槽等の点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善してください。

地震や凍結、大雨等で貯水槽が汚染されるおそれがある場合は、速やかに点検してください。

### 汚染事故が起きた場合

事故が起きた場合は、速やかに次の措置をとってください。

#### 1. 給水の停止

給水を停止し、直ちに利用者に知らせるとともに、上下水道局または下松市環境推進課へ連絡し、その指示に従ってください。

#### 2. 給水の再開の指導

水が汚染された原因の除去、消毒、給水の再開等については、上下水道局または下松市環境推進課の指導に従ってください。

### 上下水道局の指導

1、貯水槽水道施設の設置等の届出の提出を求めるとともに、その内容を審査し、不適切なものについては、設計の変更をお願いすることがあります。

2、貯水槽水道施設の管理が適正に行われるように、必要に応じ設置者の同意を得て現地調査を行い、実態の把握を行います。

3、貯水槽水道施設の不適切な点を発見したときは、その改善をお願いすることがあります。

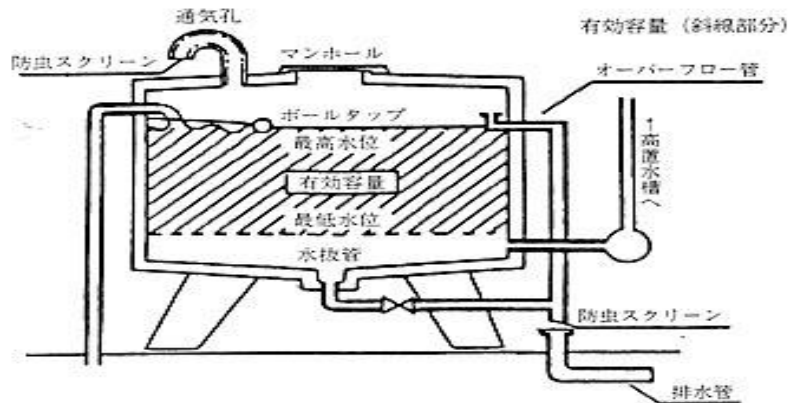
## 保守点検の要領

設備区分	点検箇所	点検基準
受水槽	周 囲	<p>点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。</p> <p>清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。</p> <p>周辺にたまり水、湧水等がないこと。</p>
	本 体	<p>内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。</p> <p>亀裂、漏水箇所がないこと。</p> <p>雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。</p> <p>水位電極部、揚水管部の接合は、固定され防水密閉されていること。</p>
	上 部	<p>水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。</p> <p>水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。</p>
	内 部	<p>汚泥、赤さび等の沈殿物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また、清掃が定期的に行われていること。</p> <p>外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。</p> <p>水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。</p>
	マンホール	<p>ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。</p> <p>施錠していること。</p>
	オーバーフロー管	<p>管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</p> <p>管端部の防虫網が正常であること。</p> <p>管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</p>
	通 気 管	<p>管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</p> <p>管端部の防虫網が正常であること。</p>
	水 抜 管	<p>管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</p>

設備区分	点検箇所	点検基準
受水槽	フート弁 ボールタップ 警報装置	作動が正常であること。 作動が正常であること。 電源が入り、電極棒の寸法が正しくセットされ、作動が正常であること。 管理人室等に事故の確認ができる表示(ベルとランプ)を設置していること。
高置水槽	本体 上部 内部 マンホール オーバーフロー管 通気管 水抜管 警報装置 制御装置	受水槽と同じ " " " " " " " " 低水位における揚水ポンプ運転用及び高水位における揚水ポンプ停止用装置を設置していること。
ポンプ	周囲 ポンプ	周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 ポンプは、故障に備え予備を設置していること。 ポンプ、モーターの振動騒音が発生していないこと。 グランドパッキンからの水漏れがないこと。 作動が正常であること。
給水管	給水管 バルブ	管の損傷、さび、腐食及び水漏れがなく、たわみ、振れ等を防ぐため取付金具を用いて固定していること。 凍結のための防寒措置が講じてあること。 作動が正常であること。
水質	臭気 味 色 濁り 残留塩素	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。 給水栓における水に異常な味が認められないこと。 給水栓における水に異常な色が認められないこと。 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。 検出されること。
書類	書類の整備 保存の状況	給水設備の配置図面、受水槽周囲の構造物の配置平面図、水槽の清掃記録、帳簿書類の整理保存がなされていること。

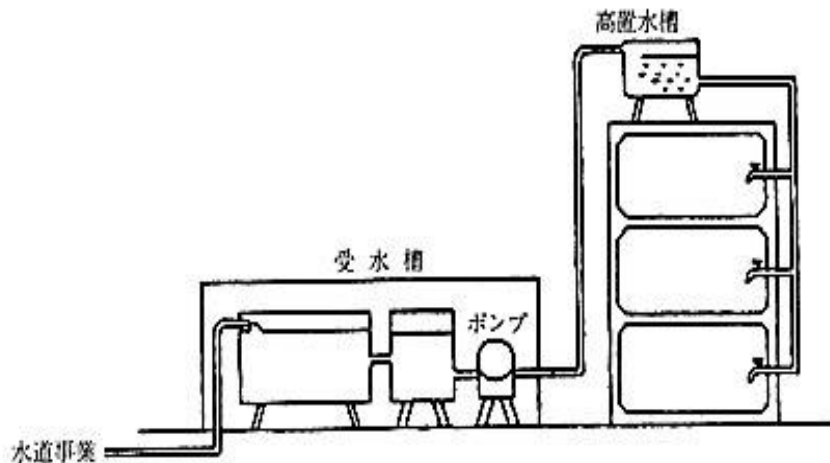
## 受水槽の有効容量とは？

受水槽において利用可能な水の容量をいい、最高水位と最低水位との間に滞留されている量です。



## 貯水槽水道施設とは？

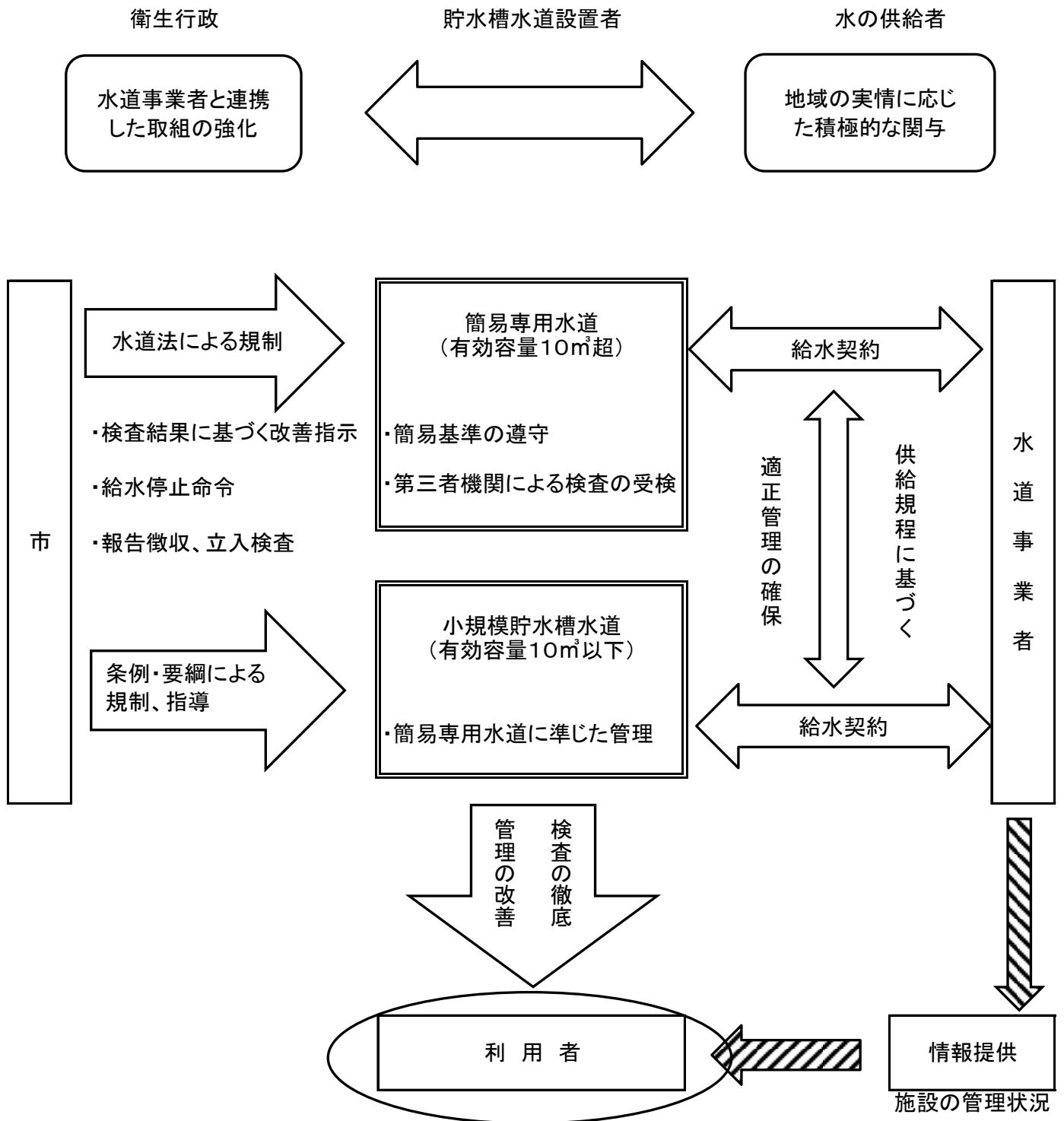
ビル、マンション等の受水槽以下の給水施設があつて、市の水道から供給される水のみを水源とするものです。



(注) そのほかの管理

- ・ 特定建築物(興行場、百貨店、旅館等で建物の延べ面積が3,000㎡以上  
(学校にあっては8,000㎡以上)の規模を有する受水槽)
- ・ 専用水道(給水人口101人以上に給水する受水槽の有効容量が100㎡を超えるもの、またはφ25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの)については、ほかに管理基準が定められています。

# 貯水槽水道の管理の充実



※ 供給規程とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、水道料金その他の供給条件を定めるものである。地方公共団体である水道事業者の場合、給水条例、水道条例等がこれにあたる。



## 貯水槽についてのお問い合わせ

### ●下松市環境推進課

下松市大手町3丁目3番3号

電話 (0833)45-1826

### ●下松市上下水道局

下松市大手町3丁目3番2号

電話 (0833)45-1884